

平成27年度分
市・県民税

申告期間
2月6日(金)
▼
3月16日(月)

申告は
自分で書いて
お早めに

平成27年度分(平成26年1月～12月の所得にかかるもの)の市・県民税の申告が始まります。会場と日程は5ページをご覧ください。

問い合わせ
市民税課個人市民税担当
☎(866)2055

市・県民税の申告の日程と会場は5ページへ

■申告が必要なかった

平成27年1月1日現在、秋田市に住んでいて、次の①～④のいずれかに当てはまるかた

* 税務署へ確定申告するかたは、市・県民税の申告は必要ありません。



①平成26年中に次の所得があつたかた

自営業や農業などの事業による所得、地代や家賃などの不動産による所得、非上場株式の配当所得、生命・損害保険の満期・解約などによる一時所得、個人年金・原稿料・講演料などの雑所得、土地・建物などの譲渡所得 など

②公的年金を受給しているかたで、確定申告はしないが、市・県民税の所得控除を受けようとするかた

③サラリーマン(パート・アルバイトを含む)で、次のいずれかに当てはまるかた

・平成26年中に退職した後、再就職していない
・年末調整に間に合わなかった(付け忘れた)所得控除を受ける

・給与以外に20万円以下の所得があつた

④平成26年中に所得はないが、税の証明書の交付や、市が実施する行政サービスを受けるために申告が必要なかた

■申告に必要なもの

① 印鑑と申告書

② 給与や公的年金などの平成26年分の源泉徴収票 または支払者の証明書

③ 事業(農業を含む)や不動産による所得があつたかた▶収入と必要経費などが分かる帳簿類、領収書(収支内訳書は完成させてきてください)

* 農業所得者は、戸別所得補償の支払通知、拠出金や補償金などが記載された各種証明書も必要です。

④～⑦は平成26年中に支払つたもの

④ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料・介護保険料・その他社会保険料の領収書・支払金額のわかるもの

⑤ 生命保険料・地震保険料控除を受けるかた▶生命保険料・地震保険料(旧長期損害保険料)の控除証明書

⑥ 医療費控除を受けるかた▶医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額が分かるもの(合計額を計算してきてください)

⑦ 寄附金税額控除を受けるかた▶寄附先が発行する領収書や寄附金受領証明書など

⑧ 障害者控除を受けるかた▶障害者手帳または障害者控除対象者認定証



平成26年分確定申告

所得税・復興特別所得税▶2月16日(月)～3月16日(月)

* 所得税の還付申告書は、受付期間前でも提出可。

受付期間
贈与税▶2月2日(月)～3月16日(月)

消費税(個人事業者)▶3月31日(火)まで

* 平成26年4月1日から消費税(地方消費税を含む)の税率は8%です。平成26年分(平成26年4月1日を含む課税期間)の消費税および地方消費税の確定申告書を作成する際は、帳簿などで課税取引を適用税率ごとに区分して集計してください。

問い合わせ

秋田南税務署 ☎(832)4121
秋田北税務署 ☎(845)1161

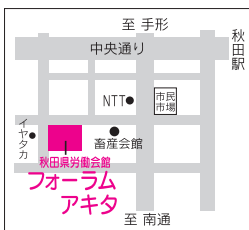
* 電話相談センターへおつなぎします。音声案内に従い「0番」を選択してください。

● 申告書の作成はご自分で…国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から、申告の提出書類が印刷できるほか、電子申告(e-Tax)もできます。「確定申告」で検索してください。

● 申告書作成会場は秋田県労働会館「フォーラムアキタ」…会場では「手引き」や「パソコン」を利用して、ご自分で申告書を作成していただけます。
* 税務署に申告書作成会場はありません。

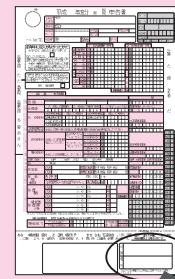
申告書作成会場の開設日時▶2月16日(月)から3月16日(月)までの平日と2月22日(日)、3月1日(日)、午前9時～午後4時

* 作成会場は大変混雑します。なるべく早い時間帯にお越しください。また、会場には専用駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。



市・県民税

申告の日程と会場



お送りする申告書の右下部分に、申告の受付日時を記載しています。ご都合が悪い場合は、ほかの会場でも受け付けます

* 所得税の確定申告は4ページ下段をご覧ください。
* いずれも正午〜午後1時は受け付けを休止します。

市民サービスセンターの整備に伴い、申告会場を集約しています。昨年までと会場が異なる地域もありますので、ご注意ください。

◆ 駐車場が狭い会場への自家用車での来場は、ご遠慮ください

西部地域のかた	中央地域のかた	北部地域のかた	対象 日程・会場
2月16日(月)から23日(月)までの平日、 午前9時30分〜午後3時 ▼西部市民サービスセンター 2月27日(金)午前9時30分〜午後3時 ▼浜地区コミュニティセンター	2月6日(金)から3月16日(月)までの平日、 午前9時〜午後3時 ▼市役所職員研修棟2階 第2研修室 * 階段を上がれないかたは、市役所1階の市民税課へ。 	2月26日(木)午前9時30分〜午後3時 ▼外旭川地域センター 2月17日(火)午前9時30分〜午後3時 ▼北部公民館 ▼北部市民サービスセンター	2月9日(月)から16日(月)までの平日、 午前9時30分〜午後3時 ▼北部市民サービスセンター

雄和地域のかた	河辺地域のかた	南部地域のかた	東部地域のかた	対象 日程・会場
3月6日(金)から16日(月)までの平日、午前9時30分〜午後3時 ▼雄和市民サービスセンター	2月27日(金)から3月5日(木)までの平日、 午前9時30分〜午後3時 ▼河辺市民サービスセンター	2月19日(木)から25日(水)までの平日、 午前9時30分〜午後3時 ▼南部市民サービスセンター(御野場) 2月25日(水)・26日(木)、午前9時30分〜午後3時 ▼若見三内地区コミュニティセンター	2月24日(火)午後1時〜3時 ▼太平地域センター 2月24日(火)午前9時30分〜11時30分 ▼下北手地域センター 2月18日(水)午前9時30分〜午後3時 ▼旭川地区コミュニティセンター	2月6日(金)午前9時30分〜午後3時 ▼明徳地区と東地区の各コミュニティセンター

申告会場が混み合って長時間お待ちさせる場合があります。申告の相談が必要な場合は、申告書に必要事項を記入し、押印の上、必要書類を添えて、返信用封筒(市から送付した申告書に同封)で3月16日(月)まで郵送してください。
なお、書類が足りないのと控除を受けられない場合がありますのでご注意ください。



【確定申告書A 第二表】

【確定申告書B 第二表】

給

与所得者は、給与以外の所得にかかる市・県民税の納付方法を選択できます。確定申告書の所定の欄(下図と左図の黒丸枠)に納付方法を記入してください。

記入がない場合は、原則特別徴収(給与からの差し引き)になります。



確定申告書の記入漏れにご注意ください

確

定申告書の所定の欄(左図の赤枠)に記入漏れがあると、市・県民税の控除等(寄附金税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、16歳未満の扶養親族)が適用されません。

所

所得・復興特別所得税の確定申告は3月16日(月)までに行ってください。申告が遅れると、市県民税の控除が受けられない場合があります。

申告は期間内に忘れずにお願います